

平成 23 年 10 月 6 日
 独立行政法人国民生活センター

2010 年度の製品関連事故に係る消費生活相談の概要 最近の訴訟事案も含めて

1995 年 7 月に施行された製造物責任法の活用状況を把握するため、PIO-NET（全国消費生活情報ネットワーク・システム）に収集した 2010 年度の製品関連事故に係る消費生活相談の状況を調査し、その結果をとりまとめた。また、製造物責任法に基づく訴訟に関する収集情報 142 件（2011 年 8 月末までに把握した訴訟件数）のうち、2010 年度以降提訴された情報をとりまとめた。

1. 製品関連事故に係る消費生活相談

(1) 製品関連事故に係る相談件数の推移

2010 年度に国民生活センター及び全国の消費生活センター等が受付けた製品関連事故に係る消費生活相談^(注)の件数は 12,402 件（消費生活相談の総件数の約 1.4%）、うち拡大損害が生じた事案は 6,952 件（同約 0.8%）である。（表 1 参照）

(注)2011 年 8 月末までの登録分。

(2) 拡大損害が生じた相談の内訳

1) 拡大損害の内訳

拡大損害の内訳では、「生命・身体」に被害が及んだ相談は 5,669 件と前年度より 10 件増加し、「財産（製品や設備など）」に被害が及んだ相談は 1,532 件で 100 件以上増加した。「生命・身体と財産（製品や設備など）双方」に被害が及んだ相談は 249 件と前年度より 43 件増加した。（表 2 参照）

2) 生命・身体に被害が及んだ相談の製品別・危険内容別件数

製品別件数では、「化粧品」に関する相談が 640 件と最も多く、次いで「健康食品」418 件、「家具・寝具」316 件、「外食・食事宅配」255 件などとなっている。

上位 5 位までをしてみると、化粧品セット、化粧クリーム、化粧石鹸などの「化粧品」、椅子、ベッド、マットレスなどの「家具・寝具」、コンタクトレンズ、メガネなどの「医療用具」が増加し、一方「健康食品」、「外食・食事宅配」が減少したという結果であった。（表 3 参照）

危険内容別件数では、「体調が悪い」「気分が悪い」などの「その他の傷病及び諸症状」が前年度と同様に最も多かった。上位 5 位までの順位は前年度と同様であった。上位 5 位までで件数が増加しているのは 1 位の「その他の傷病及び諸症状」と 5 位の「擦過傷・挫傷・打撲傷」であった。（表 4 参照）

3) 「財産（製品や設備など）に被害が及んだ相談」の製品別・危険内容別件数

製品別件数ではルームエアコン、ハロゲンヒーター、電気カーペットなどの「空調・冷暖房機器」に関する相談が 188 件と最も多く、次いで電気冷蔵庫、電子レンジ、電気オーブンレンジな

どの「食生活機器」に関する相談が 127 件と多かった。(表 5 参照)

また、危険内容別件数では前年度同様「発火・引火」167 件が最も多かった。次いで「過熱・こげる」123 件、「破裂」109 件となっており、上位 4 位までの順位は前年度と変わらなかった。「機能故障」は前年度の 7 位から 2010 年度は 5 位に上昇した。(表 6 参照)

4) 「生命・身体と財産(製品や設備など)双方に被害が及んだ相談」の製品別・危害内容別・危険内容別件数

製品別件数では「自転車・用品」に関する相談が 26 件と最も多く、次いで前年度 3 位であった主に喫煙用ライターなどの「他の教養娯楽品」が 23 件、3 位は椅子、ソファ、ベッドなどの「家具・寝具」22 件などとなっている。(表 7 参照)

危害内容別件数では前年度と同様「熱傷」が 85 件で喫煙用ライター、ハロゲンヒーター、石油ストーブなどによるものである。次いで前年度 3 位であった「擦過傷・挫傷・打撲傷」49 件で自転車などによるものである。3 位は前年度 2 位であった「その他の傷病及び諸症状」36 件で賃貸アパートの室内の臭いなどによるものである。(表 8 参照)

また、危険内容別件数では前年度 2 位だった喫煙用ライターなどの「発火・引火」33 件が最も多く、次いで前年度 6 位であった自動車、自転車などの「機能故障」が 20 件となっている。(表 9 参照)

2. 製造物責任法(PL 法)に基づく訴訟

(1) 製造物責任法(PL 法)に基づく訴訟(142 件)の状況

製造物責任法に基づいて提訴された訴訟として、国民生活センターが把握できた情報は 142 件(2011 年 8 月末までの収集分)であり、それらは当センターのホームページの「製造物責任法(PL 法)による訴訟」(http://www.kokusen.go.jp/pl_1/index.html)に掲載している。

審級別判決などの状況では、第一審では給食の食器、幼児用自転車などで原告勝訴が 49 件(うち 33 件が控訴)、和解はこんにやく入りゼリー、花火など 39 件である。

控訴審では、控訴された 61 件中、土壁内竹組、イシガキダイなどで原告勝訴 14 件(うち 7 件が上告受理申立て)、和解はジュース、カプセル玩具などで 16 件である。

なお、最高裁に上告受理を申し立てた 12 件のうち不受理となったのは折りたたみ足場台など 10 件で、自動車、携帯電話については審理中で、受理されたものは今のところない。(表 10 参照)

(2) 2010 年度以降に提訴された製造物責任法(PL 法)に基づく訴訟など

製造物責任法(PL 法)に基づいて新たに提訴された訴訟には、輸入スポーツ自転車やエアコンなどがある。(表 11 参照)

また、新たに把握した製造物責任法(PL 法)に基づく訴訟の中には、卓球台やエアバッグなどがある。(表 12 参照)

その後の動きでは、一審で判決が言い渡された肺がん治療薬や、こんにやく入りゼリーなどがある。(表 13 参照)

○情報提供先

消費者庁 地方協力課

(本件連絡先)
商品テスト部 電話：042-758-3165

【参考】

(1) 製品関連事故に係る消費生活相談

〔表1〕 製品関連事故に係る消費生活相談件数の推移

年度	消費生活相談の総件数	うち製品関連事故に係る相談件数 ^(注2)	うち拡大損害が生じた相談件数 ^(注3)
1994(施行前) ^(注4)	234,022	4,261 (1.8%)	419 (0.2%)
1995(施行) ^(注4)	274,076	6,833 (2.5%)	1,719 (0.6%)
1996 ^(注4)	351,139	8,346 (2.4%)	2,503 (0.7%)
1997	400,511	7,922 (2.0%)	5,226 (1.3%)
1998	415,347	6,890 (1.7%)	4,701 (1.1%)
1999	467,110	7,053 (1.5%)	4,716 (1.0%)
2000	547,138	9,466 (1.7%)	5,730 (1.0%)
2001	655,899	8,395 (1.3%)	5,141 (0.8%)
2002	874,260	10,215 (1.2%)	6,477 (0.7%)
2003	1,509,889	8,662 (0.6%)	5,408 (0.4%)
2004	1,919,674	8,067 (0.4%)	4,698 (0.2%)
2005	1,303,588	9,138 (0.7%)	5,081 (0.4%)
2006	1,113,141	10,336 (0.9%)	5,370 (0.5%)
2007	1,050,826	12,727 (1.2%)	6,943 (0.7%)
2008	950,480	12,133 (1.3%)	6,838 (0.7%)
2009	902,076	11,662 (1.3%)	6,883 (0.8%)
2010	887,972	12,402 (1.4%)	6,952 (0.8%)

(注1) 2011年8月末日までの登録分。括弧内は総件数に占める割合である。

(注2) 「製品関連事故に係る相談」とは、製品等によって生命や身体に危害を受けた相談、危害を受けるおそれがあったという相談、危害・危険情報に限らず製品等の不具合などにより当該製品以外に拡大損害が生じた相談を集計対象とした。2007年度から「経由相談」を除いている。

(注3) 拡大損害とは、製品等の安全上の不具合、品質・機能上の不具合などが原因で、生命・身体あるいはその当該製品以外の財産(ソフトウェア等の無形の財産を含む)に拡大して損害が生じたもの。2007年度以降に受け付けた相談について、外食で提供された調理食品の問題で拡大損害が生じた場合も対象とすることとした。またこれに伴い一部データ修正を行ったため、以下の各表において、2010年度以前公表資料から一部順位の変更が生じている。

(注4) 1994年度から1996年度までの「製品関連事故に係る相談」は、データ収集項目の変更前のため現行方式とは収集方法が異なる。

(2) 拡大損害が生じた消費生活相談

① 拡大損害の内訳

〔表2〕 拡大損害の内訳

年度	拡大損害の総数	生命・身体(A)	財産(製品や設備など)(B)	生命・身体と財産(製品や設備など)双方(C)
2001	5,141 (100.0%)	4,058 (78.9%)	1,196 (23.3%)	130 (2.5%)
2002	6,477 (100.0%)	5,452 (84.2%)	1,168 (18.0%)	143 (2.2%)
2003	5,408 (100.0%)	4,573 (84.6%)	931 (17.2%)	97 (1.8%)
2004	4,698 (100.0%)	3,943 (83.9%)	880 (18.7%)	126 (2.7%)
2005	5,081 (100.0%)	4,323 (85.1%)	884 (17.4%)	126 (2.5%)
2006	5,370 (100.0%)	4,432 (82.5%)	1,135 (21.1%)	197 (3.7%)
2007	6,943 (100.0%)	5,838 (84.1%)	1,307 (18.8%)	203 (2.9%)
2008	6,838 (100.0%)	5,814 (85.0%)	1,243 (18.2%)	220 (3.2%)
2009	6,883 (100.0%)	5,659 (82.2%)	1,429 (20.8%)	206 (3.0%)
2010	6,952 (100.0%)	5,669 (81.5%)	1,532 (22.0%)	249 (3.6%)

イメージ



↑ 重なる部分(C)が「生命・身体と財産(製品や設備など)双方」に拡大損害が生じた相談

(注1) 括弧内は拡大損害の総数に占める割合である。

(注2) 「生命・身体」、「財産(製品や設備など)」には各々「生命・身体と財産(製品や設備など)双方」の件数が含まれている。

②生命・身体に被害が及んだ相談の内訳

〔表 3〕 製品別相談件数(上位 5 位)

2009年度			2010年度		
順位	製品	件数	順位	製品	件数
(全 体)		5,659	(全 体)		5,669
1	化粧品	633	1	化粧品	640
2	健康食品	461	2	健康食品	418
3	外食・食事 宅配	291	3	家具・寝具	316
4	家具・寝具	282	4	外食・食事 宅配	255
5	調理食品	238	5	医療用具	248

(注)「外食・食事宅配」は、主に「外食」での「調理食品」などである。

〔表 4〕 危害内容別相談件数(上位 5 位)

2009年度			2010年度		
順位	危害内容	件数	順位	危害内容	件数
(全 体)		5,659	(全 体)		5,669
1	その他の傷病 及び諸症状	1,495	1	その他の傷病 及び諸症状	1,592
2	皮膚障害	1,343	2	皮膚障害	1,231
3	消化器障害	767	3	消化器障害	635
4	刺傷・切傷	568	4	刺傷・切傷	560
5	擦過傷・挫 傷・打撲傷	427	5	擦過傷・挫 傷・打撲傷	553

(注)「その他の傷病及び諸症状」は、「体調が悪い」「気分が悪い」などで、「皮膚障害」「消化器障害」などのいずれの分類項目にも該当しないものである。

③財産(製品や設備など)に被害が及んだ相談の内訳

〔表 5〕 製品別相談件数(上位 5 位)

2009年度			2010年度		
順位	製品	件数	順位	製品	件数
(全 体)		1,429	(全 体)		1,532
1	空調・冷暖房 機器	182	1	空調・冷暖房 機器	188
2	食生活機器	100	2	食生活機器	127
3	他の教養娯楽 品	95	3	他の住居品	112
4	洗濯・裁縫用 具	84	4	他の教養娯楽 品	92
5	他の住居品	78	5	洗濯・裁縫用 具	71

(注 1)「他の住居品」は、主に「消火器」、「テーブルタップ」などである。

(注 2)「他の教養娯楽品」は、主に「喫煙用ライター」、「ペット用品」などである。

〔表 6〕 危険内容別相談件数(上位 5 位)

2009年度			2010年度		
順位	危険内容	件数	順位	危険内容	件数
(全 体)		1,429	(全 体)		1,532
1	発火・引火	156	1	発火・引火	167
2	過熱・こげる	123	2	過熱・こげる	123
3	破裂	107	3	破裂	109
4	発煙・火花	91	4	発煙・火花	95
5	火災	90	5	機能故障	67

(注) 危害を受けるおそれがあったものを「危険」としている。

④生命・身体と財産(製品や設備など)双方に被害が及んだ相談の内訳

〔表7〕製品別相談件数(上位5位)

2009年度			2010年度		
順位	製品	件数	順位	製品	件数
(全体)		206	(全体)		249
1	空調・冷暖房機器	20	1	自転車・用品	26
1	自転車・用品	20	2	他の教養娯楽品	23
3	他の教養娯楽品	18	3	家具・寝具	22
4	食器・台所用品	15	4	空調・冷暖房機器	20
5	レンタル・リース・貸借	12	5	自動車	19

(注1)「他の教養娯楽品」は、主に「喫煙用ライター」である。

(注2)「レンタル・リース・貸借」は、主に「賃貸アパート」である。

〔表8〕危害内容別相談件数(上位5位)

2009年度			2010年度		
順位	危害内容	件数	順位	危害内容	件数
(全体)		206	(全体)		249
1	熱傷	57	1	熱傷	85
2	その他の傷病及び諸症状	43	2	擦過傷・挫傷・打撲傷	49
3	擦過傷・挫傷・打撲傷	40	3	その他の傷病及び諸症状	36
4	刺傷・切傷	18	4	刺傷・切傷	21
5	皮膚障害	13	5	皮膚障害	20

(注)「その他の傷病及び諸症状」は、「体調が悪い」「気分が悪い」などで、「皮膚障害」「消化器障害」などのいずれの分類項目にも該当しないものである。

〔表9〕危険内容別相談件数(上位5位)

2009年度			2010年度		
順位	危険内容	件数	順位	危険内容	件数
(全体)		206	(全体)		249
1	破損・折損	27	1	発火・引火	33
2	発火・引火	24	2	機能故障	20
3	破裂	19	3	火災	18
4	火災	13	3	破損・折損	18
4	発煙・火花	13	5	部品脱落	17

(3) 製造物責任法(PL法)に基づく訴訟

[表10]製造物責任法(PL法)に基づく訴訟(142件)の審級別判決などの状況 (2011年8月末までの収集分から)

一審	件数	控訴審	件数	上告審	件数
原告勝訴	49(16)	一審原告が勝訴	14(7)	不受理決定	10
原告敗訴	44(16)	一審原告が敗訴	22(17)	審理中	2
和解	39	和解	16	合計	12
取下	1	控訴後取下	1		
係属中	9	係属中	8		
合計	142(32)	合計	61(24)		
うち控訴の件数	61	うち上告受理申立の件数	12		

(注)

- ・「勝訴」とは、「原告の請求が一部でも認められた事案(判決では一部認容であるが、裁判所が製造物責任法(PL法)に基づく請求については棄却、もしくは判断をしていない事案も含む)」とした。
- ・「敗訴」とは、「原告の請求が認められず、棄却された事案」とした。
- ・「和解」とは、「裁判上、もしくは裁判外で当事者間において和解で終了したことを国民生活センターが把握した事案」とした。
- ・()内は、「その審級において結審した事案」である。

[表11]製造物責任法(PL法)に基づく訴訟(2010年度以降提訴されたもの) (2011年8月末までの収集分から)

No.	事件名	提訴	判決 和解	原告	被告	訴訟額	事件概要(原告主張)
1	輸入スポーツ自転車部品脱落頸部受傷事件	H22. 4. 5 東京地裁		会社経営者 およびその妻	自転車輸入会社	1億6379万円	会社経営者が自転車で出勤中に突然前輪フロントフォークのサスペンション部分が分離して車輪ごと脱落したため、顔面から路面に転倒し、けいずい損傷の傷害を被り、重度四肢麻痺の後遺症が残存した。
2	IH調理器具高周波電流健康被害事件	H22. 4. 26 大阪地裁		喫茶店経営者 およびその妻	電気器具等製造販売会社	8921万円	IH調理器具を使用したところ高周波の電流により心房細動等の健康被害を被った。
3	ディーゼル車排気ガス微粒子除去装置事件	H22. 7. 2 横浜地裁川崎支部		運送会社	トラック等製造会社	5262万円	被告から配送用の車両を調達したところ、排気ガス中の微粒子を除去する装置に欠陥があったため、運送業務に支障を来した。
4	公営住宅エレベーター戸開走行による死亡事件②(注)	H22. 7. 6 東京地裁		地方自治体	エレベーター設計会社、エレベーター製造会社、保守管理会社2社	13億8419万円	設置・管理する賃貸住宅のエレベーターにおいて発生した死亡事故について、エレベーター交換費用などの損害を被った。
5	エアコン火災建物焼失事件	H23. 6. 28 大阪地裁		建物所有者 他	家庭用電気機械器具製造等会社、電気製品等販売会社	3374万円	エアコンの室内機からの発火により建物や家財道具が焼失した。

(注)「公営住宅エレベーター戸開走行による死亡事件①」は国民生活センターのホームページの「製造物責任法(PL法)による訴訟」を参照。

〔表 12〕 2010 年度以降に新たに把握できた製造物責任法 (PL 法) に基づく訴訟一覧 (2011 年 8 月末までの収集分から)

No.	事件名	提訴	判決 和解	原告	被告	訴訟額	事件概要 (原告主張)
1	泡立器金属棒失明事件	H15. 6. 27 東京地裁	H19. 5. 21 判決 確定	受傷した 妻、及びそ の夫	家庭用金物製造 販売等会社	1億6152万円 認容額 7516万円	調理中、使用していた泡立器の金 属棒が外れ、眼に突き刺さり失明 した。
2	メッキ装置内ヒーター 爆発事件	H16. 3. 16 東京地裁 H19. 5. 8 東京高裁 H22. 4. 22 上告、上告 受理申立	H19. 4. 11 判決 H22. 1. 13 原判決取 消、請求棄 却 H22. 9. 9 決定 上告棄却、 上告不受理	金属表面処 理機械設備 等設計製造 販売会社	電気器械器具製 造販売会社	938万円 認容額 534万円	メッキ装置に組み込んだ被告製造 のヒーターが爆発したことで、販 売先へ納品した装置の修理、賠償 が必要となった。
3	卓球台転倒受傷事件①	H16. 12. 7 奈良地裁	H21. 5. 26 判決 確定	負傷した女 性	卓球台輸入会 社、 地方自治体(卓 球台転倒受傷事 件②とは違う自 治体)(国家賠償 法)	490万円 認容額 115万円	折りたたんだ状態の卓球台を開こ うとしたところ、卓球台が倒れこ んできて足を挟まれ、中足骨折 など受傷した。
4	卓球台転倒受傷事件②	H16. 12. 20 奈良地裁	H21. 5. 26 判決 確定	負傷した女 性	卓球台輸入会 社、 地方自治体(卓 球台転倒受傷事 件①とは違う自 治体)(国家賠償 法)	290万円 認容額 38万円	折りたたんだ状態の卓球台を動か したところ、卓球台が倒れこ んできて足首を挟まれて負傷した。
5	コレステロール低下剤 副作用健康被害事件	H18. 11. 8 東京地裁	H22. 5. 26 判決 請求棄却 確定 判例時報 2098号69 頁、判例タ イムズ1333 号199頁	健康被害を 被った男性	医薬品製造販売 会社	5000万円	コレステロール低下剤を服用した ところ全身の筋萎縮、排尿障害及 びえんげ障害の健康被害が生じ、 会社を退職せざるを得なくなっ た。
6	業務用電気冷凍庫火災 建物焼失事件	H19. 2. 5 大阪地裁 H21. 9. 18 大阪高裁 H22. 8. 10 上告申立 上告受理申 立	H21. 9. 4 判決 請求棄却 H22. 7. 29 判決 控訴棄却 H23. 2. 3 上告棄却、 上告不受理	精肉加工販 売業を営む 者	電気製品製造販 売会社	3840万円	火災により店舗が焼失したのは同 作業所に設置されていた業務用電 気冷凍庫(譲受したもの)からの出 火によるものである。
7	エアバッグ暴発手指等 負傷事件	H19. 12. 5 東京地裁	H21. 9. 30 判決 確定 (判例タイ ムズ1338号 126頁)	ペーパーイ ラストレー ション製作 者	自動車輸入会社	2535万円 認容額 493万円	信号待ちのため停車していたとこ ろ突然エアバッグが暴発して左指 側副じん帯を損傷するなどの傷害 を被り、仕事に支障が生じた。
8	エアコン火災建物焼失 事件	内容は表11を参照。					
9	調理食品回収費用請求 事件	H21. 7. 17 大阪地裁 H22. 7. 16 大阪高裁 原告控訴 H22. 7. 20 被告控訴	H22. 7. 7 判決 (判例時報 2100号97 頁、判例タ イムズ1332 号193頁) 和解 (和解日不 明)	菓子・食料 品製造販売 会社	冷凍食品等製 造・加工・販売等 会社	4430万円 認容額 3970万円 (製造物責任 は認めず)	原告は、中国にある会社で製造さ れた冷凍揚げとんかつを被告から 購入し、加工して販売していた。 同じ工場内で製造していた冷凍 ギョーザに毒物が混入していたこ とが発覚したため、自社製品の回 収を余儀なくされた。
10	電気カーペット火災死 亡事件	H22. 3. 31 東京地裁		被害者の相 続人	電気製品製造会 社	3735万円	電気カーペットを原因とする火災 で家が焼損し、家族が死亡し た。
11	輸入スポーツ自転車部 品脱落頸部受傷事件	内容は表11を参照。					
12	IH調理器具高周波電流 健康被害事件	内容は表11を参照。					
13	ディーゼル車排気ガス 微粒子除去装置事件	内容は表11を参照。					
14	公営住宅エレベーター 戸開走行による死亡事 件②	内容は表11を参照。					
15	エアコン火災建物焼失 事件	内容は表11を参照。					

〔表 13〕 製造物責任法(PL 法)に基づく訴訟の 2010 年度以降の動き(提訴は除く) (2011 年 8 月
末までの収集分から)

No.	事件名など	事件概要(原告主張)
1	メッキ装置内ヒーター爆発事件 (提訴日:平成16年3月16日 最高裁平成22年9月9日決定 上告棄却、上告不受理(原審:東京高裁平成22年1月13日原判決取消、請求棄却(原原審:東京地裁平成19年4月11日判決 一部認容)))	内容は表12を参照。
2	肺がん治療薬死亡事件① (提訴日:平成16年7月15日 大阪地裁平成23年2月25日判決 一部認容(平成23年3月11日大阪高裁へ各控訴))	副作用が少ないという新しいタイプの抗がん剤による副作用(間質性肺炎)により死亡した。
3	肺がん治療薬死亡事件② (提訴日:平成16年11月25日 東京地裁平成23年3月23日判決 一部認容(東京高裁へ平成23年3月30日薬製造輸入販売会社控訴、平成23年4月5日国控訴、平成23年4月6日原告控訴))	副作用が少ないという新しいタイプの抗がん剤による副作用(急性肺障害)により死亡した。
4	光モジュール出力劣化事件 (提訴日:平成16年12月24日 東京高裁平成23年6月22日判決 控訴棄却 確定(原審:東京地裁平成22年3月23日判決 請求棄却(平成18年4月4日判決 日本国裁判所の管轄であることを認容した中間判決)))	光モジュールに搭載されているレーザーダイオードの活性層に欠陥があり、光出力劣化を生じ、保証された品質が備えられていなかったため、製品の交換を余儀なくされ損害を被った。
5	死亡事故後リコール判明事件 (提訴日:平成17年1月31日 東京高裁平成22年7月1日判決 控訴棄却(最高裁平成22年7月13日上告提起、上告受理申立(原審:東京地裁平成20年12月24日判決 請求棄却)))	自動車で行中、制御不能状態になり対向してきた車両と正面衝突し、乗車していた夫婦が死亡し2歳の男児が傷害を負った。
6	肺がん治療薬死亡事件③ (提訴日:平成17年3月7日 大阪地裁平成23年2月25日判決 一部認容(平成23年3月11日大阪高裁へ各控訴))	副作用が少ないという新しいタイプの抗がん剤による副作用(間質性肺炎)により死亡した。
7	肺がん治療薬死亡事件④ (提訴日:平成17年4月25日 大阪地裁平成23年2月25日判決 請求棄却(平成23年3月11日大阪高裁へ控訴))	副作用が少ないという新しいタイプの抗がん剤による副作用(間質性肺炎)により死亡した。
8	携帯電話低温やけど事件 (提訴日:平成17年6月2日 仙台高裁平成22年4月22日判決 一部認容(最高裁平成22年4月26日上告提起、上告受理申立(原審:仙台地裁平成19年7月10日判決 請求棄却)))	携帯電話をズボン前面ポケット内に入れて、使用していたところ、大たい部にやけどを負った。
9	肺がん治療薬副作用事件⑤ (提訴日:平成17年7月29日 大阪地裁平成23年2月25日判決 一部認容(平成23年3月11日大阪高裁へ各控訴))	副作用が少ないという新しいタイプの抗がん剤による副作用(間質性肺炎)により咳と高熱が続き、一時的に呼吸ができない状態に陥った。
10	肺がん治療薬死亡事件⑥ (提訴日:平成18年2月3日 東京地裁平成23年3月23日判決 請求棄却(東京高裁へ平成23年4月6日控訴))	副作用が少ないという新しいタイプの抗がん剤による副作用(急性肺障害)により死亡した。
11	外国製高級車自動変速機構等誤作動死亡事件 (提訴日:平成18年8月24日 東京高裁平成22年6月16日判決 控訴棄却 確定(原審:東京地裁平成21年10月21日判決 請求棄却))	納車後、初めてのドライブ時に坂道で自動車(AT車)のセクターレバーをパーキングに入れ、駐車ブレーキを踏んで降車したところ一定時間停止維持した後に車両が後退し、これを追いつけた男性が車両と道路脇のガードパイプの間に上半身を挟まれ胸部挫傷により死亡した。
12	コレステロール低下剤副作用健康被害事件 (提訴日:平成18年11月8日 東京地裁平成22年5月26日判決 請求棄却 確定)	内容は表12を参照。
13	業務用電気冷凍庫火災建物焼失事件 (提訴日:平成19年2月5日 最高裁平成23年2月3日決定 上告棄却、上告不受理(原審:平成22年7月29日判決 控訴棄却(原原審:大阪地裁平成21年9月4日判決 請求棄却)))	内容は表12を参照。
14	赤外線ドーム両下肢網状皮斑事件 (提訴日:平成19年12月28日 大阪地裁平成22年11月17日判決 一部認容 確定)	エステティックサロンにて遠赤外線サウナドームを使用したところ両下肢に網状皮斑(赤紫色の網状模様)が生じた。
15	スキービンディングの非解放による受傷事件 (提訴日:平成20年1月24日 仙台高裁平成23年4月27日判決 控訴棄却 確定(原審:仙台地裁平成22年9月14日判決 請求棄却))	スキー滑走中に転倒した際、装着していたスキー板とスキー靴を固定するビンディングに欠陥があったため、スキー靴が解放されず、右大たい骨近位骨幹部粉碎骨折の重傷を負った。
16	二重サッシ脱落受傷事件 (提訴日:平成20年7月31日 大阪高裁平成22年11月26日判決 控訴棄却 確定(原審:大津地裁平成22年2月23日判決 請求棄却))	自宅新築時に取り付け付けた二重サッシの室内側窓を全開にし、かがんで家事をしていた女性が上体を起こした際にサッシに触れたためサッシが窓枠から脱落して受傷した。
17	電気温水器からのニッケル漏出による湿疹事件 (提訴日:平成20年8月22日 京都地裁 訴訟取下(取下日不明))	電気温水器を経由する温水をコーヒーやお茶として継続して喫食していたところ、身体に湿疹様の炎症、そう痒感が生じ、使用していた電気ポット等が黒ずんだ。水道水における厚生労働省の水質管理目標の33倍にも達するニッケルが温水に含まれていた。
18	肺がん治療薬死亡事件⑦ (提訴日:平成20年9月3日 東京地裁平成23年3月23日判決 一部認容(東京高裁へ平成23年3月30日薬製造輸入販売会社控訴、平成23年4月5日国控訴、平成23年4月6日原告控訴))	副作用が少ないという新しいタイプの抗がん剤による副作用(急性肺障害)により死亡した。
19	こんにゃく入りゼリー高齢者死亡事件② (提訴日:平成21年1月14日 名古屋地裁平成22年1月8日和解(注))	長女が要介護状態の母親にこんにゃく入りゼリーを与えたところ誤えんによる低酸素脳症により死亡した。
20	こんにゃく入りゼリー1歳児死亡事件③ (提訴日:平成21年3月3日 神戸地裁姫路支部平成22年11月17日判決 請求棄却(平成22年11月29日大阪高裁へ控訴)(注))	祖母が冷凍庫から出しておいたこんにゃく入りゼリーをデザートとして1歳9ヶ月の孫に与えたところ、喉に詰まらせて死亡した。
21	エアコン火災建物焼失事件 (提訴日:平成21年3月26日 大阪地裁平成23年1月14日和解)	エアコンの室内機と室外機をつなぐケーブルの短絡、もしくはエアコンの欠陥により発火し建物が焼失(全焼)した。
22	調理食品回収費用請求事件 (提訴日:平成21年7月17日 大阪高裁で和解(和解日不明)(原審:大阪地裁平成22年7月7日判決 一部認容))	内容は表12を参照。
23	空気清浄機発火事件 (提訴日:平成22年1月27日 東京地裁平成23年5月25日判決 一部認容 確定)	空気清浄機を運転中、発煙・出火して建物の一部が焼損するなどの被害を被った。

(注)「こんにゃく入りゼリー死亡事件①」は国民生活センターのホームページの「製造物責任法(PL 法)による訴訟」を参照。